

農地の転用に関する規制が厳しくなりました



農業振興地域農用地区域からの除外が厳格化

違反転用に対する罰則を強化

担い手の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合や、農用地区域内の1種農地（構造改善等がされた優良農地）以外に代替地がある場合には除外ができない場合があるなど、農業振興地域農用地区域内の、特に1種農地は、優良農地として守られることになります。

また違反転用に対する罰則が強化されるとともに、農業委員会の指導権限が強化されました。

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- 雪詰まりを除去するときは、必ずエンジンを点検するときは、必ずエンジンを止めください。
- 雪詰まりを除去するときは、必ず雪かき棒を使って下さい。
- 機械を操作するときは、足もとや後方の障害物に十分注意してください。
- 除雪作業をするときは、周囲に人を近づけないで下さい。

これは、公共事業により、優良農地に公共施設が建設された結果、周辺農地の開発を誘発したことから、規制が導入されたものです。

1種農地の場合 宅地の拡張も既存施設の敷地面積の1／2以内

今回の農地法の改正で、六月一日より、国・県・市町村が設置する学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舎等を農地に建設しようとすると、許可権者（南部町では農業委員会）と法定協議を行い、協議成立による許可を受けることになりました。



農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください
届出や転用許可が必要です。事前着手は違反転用となります。

南部町農業委員会事務局（天萬庁舎）TEL 64-3792

歩行型除雪機による事故を防ごう！



お問い合わせ先
社団法人日本農業機械工業会/
除雪機安全協議会
TEL 03-3433-0415